

第四十回 参議院大蔵委員会會議録第六号

昭和三十七年二月十三日(火曜日)

午前十時四十分開会

出席者は左の通り

委員長 棚橋 小虎君

理事 上林 忠次君  
佐野 廣君

荒木正三郎君  
永末 英一君

市川 房枝君  
青木 一男君

大谷 贊雄君  
加 未治君

前田 久吉君  
木村福八郎君

原島 宏治君  
大竹平八郎君

須藤 五郎君  
政府委員

大蔵政務次官 堀本 宜実君

大蔵省関税局長 稻益 繁君

大蔵省銀行局長 大月 高君

事務局側 常任委員会 坂入長太郎君

本日の會議に付した案件

○国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○入場税法の一部を改正する法律案

(内閣送付、予備審査)  
○トランプ類税法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○関税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○保険業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(棚橋小虎君) ただいまから委員会を開きます。

国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案、入場税法の一部を改正する法律案、トランプ類税法の一部を改正する法律案、以上三案を一括議題とし、順次、提案理由の説明及び補足説明を聴取することにいたします。堀本大蔵政務次官。

○政府委員(堀本宜実君) ただいま議題となりました国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

国民貯蓄組合法は、国民の健全な貯蓄を奨励する目的で、昭和十六年に制定施行されたのでありまして、戦後におきましても、経済の再建と安定成長のための貯蓄の推進に大きな役割を果たして参つたのであります。特に、最近の経済情勢において、貯蓄の増強がますます重要となつて参つたことにかんがみまして、今般、税制面における貯蓄の優遇措置を講ずるとともに、国民貯蓄組合の一そのの活用により貯蓄の推進に資するため、組合のあつせんによる貯蓄の利子等にかかる所得税の

非課税限度額の引き上げを行なうこととし、また、この際、あわせて国民貯蓄組合のより適正な運営を期するたため、所要の措置を講じようとするものであります。

以下改正の内容について、簡単に御説明申し上げます。

まず、国民貯蓄組合のあつせんによる貯蓄の利子等にかかる所得税の非課税限度額につきましては、昭和三十二年の改正以来、一種類の貯蓄につき三十万円となつておりましたが、近年における国民所得の増大とこれに伴う国民一人当たりの貯蓄の増加に即応し、この際、これを五十万円に引き上げようとするものであります。

なお、貯蓄の増強のため国民貯蓄組合のあつせんの対象として得る有価証券について、新たな種類を追加する必要が生じてくることも考え、命令によつて所要の措置をとれることにしようとするものであります。

一方、国民貯蓄組合法のより適正な運営をはかるため、非課税扱いとして得る貯蓄の種類が従前多様でありましたのを三種類に分類し、同一の組合員はそのうち二種類を選択し得ることとするにとともに、非課税扱いを受けようとする貯蓄については、貯蓄を受け入れる機関に対し非課税申込書の提出を要することとしようとするものであります。

め必要な証明を求める権限を与えようとするものであります。

なお、国民貯蓄組合のあつせんによる貯蓄でこの法律の施行の際現に存するものにつき、昭和三十七年九月三十日までにはなお従前の例による等、制度の切り替えが円滑に進行するための必要な措置を定めようとするものであります。

次に、入場税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、最近における入場税負担の状況等に顧み、その軽減合理化をはかるため、税率を引き下げのほか新たに一律の免税点を設けるとともに、展覧会場及び遊園地等への入場に対する課税を廃止し、あわせて納税方法を申告納税制度に改める等税体系を整備改善するため、入場税法の一部を改正しようとするものであります。

まず、第一に税率の改正について申し上げます。現行の税率は原則として七十四以下一〇%、百円以下二〇%、百円をこえるもの三〇%となつており、ただ、演劇、音楽等については、三百円をこえるものから三〇%、純舞踊、純音楽等については、百円あるいは三百円をこえる場合には二〇%にとどめる等の特例が認められておりましたが、これを入場税の性質にかんがみ、これらすべての催しものに対し一律一〇%に改めることとしております。

第二に、免税点については、現在、臨時開催の催しもの等の特定の場合に限り、二十円または三十円の免税点が認められておりますが、これを廃止いたしましたして、すべての催物に対して一律三十円の免税点を設けるとし、零細負担の軽減と制度の簡素化をはかることとしております。

第三に、課税の廃止であります。現在、展覧会場、博覧会場及び遊園地は、いわゆる第二種の場所として、一〇%の税率で課され、また、いわゆるアマチュア・スポーツは、一定の条件のもとに承認を受けた場合に限り免税されるほかは、原則として課税されることとなつておりますが、これらの催しもの等の性格にもかんがみ、その課税を廃止することとしたしてあります。

第四に、いわゆるみなし課税制度について改善をはかり、単なる割引の場合には実際に徴収した入場料金によつて課税することとしたしてあります。

このほか、納税方法を申告納税制度に改める等、他の間接税に準じて規定の整備改善をはかることとしたしてあります。

なお、この法律は本年四月一日から施行することとしたしてありますが、課税範囲、税率、免税点及び非課税に関する改正は入場券の前売りとの関連において、五月一日から施行することとしたしてあります。なお、前売り券についての経過的な取り扱いとしては、五月一日以後に入場する入場券を四月一日以降に前売りする場合には、新税率を適用できるようにいたしてあります。

第五に、入場券の前売りする場合には、新税率を適用できるようにいたしてあります。

す。  
以上申し上げました軽減措置による入場税の減収額は、昭和三十七年度において約七十億円、平年度において約八十五億円と見込んでおります。

最後に、トランプ類税法の一部改正する法律案について、申し上げます。  
この法律案は最近におけるトランプ類の消費の状況及び税負担の状況に顧み、その負担の軽減合理化をはかるとともに、納税方法を申告納税制度に改める等税体系の整備改善を行なうため、トランプ類税法の一部を改正しようとするものであります。

まず、第一に税率の改正について申し上げます。トランプ類の消費の性質や、他の消費税課税物品との負担の均衡から見て、その税負担はかなり高く、かつ、課税物品相互間にも小売価格に対する負担の不均衡が見られる実情に顧み、トランプ、花札等については一組につき現行六十円を四十円に、合成樹脂製マージャンについては一組につき現行千円を五百円に、牛骨製マージャンについては一組につき現行四千円を三千円にそれぞれ引き下げを行なうこととともに、反面、象牙製のマージャンについては一組につき現行六千円を八千円に引き上げ、税負担の調整をはかることとしております。

第二に、課税体系の整備につきまして、他の間接税と同様に、納税方法を原則として申告納税制度に改める等諸規定の整備改善をはかることとしております。

なお、今回の改正による減税額は、昭和三十七年度において四千七百万

円、平年度五千百万円と見込んでおります。

以上国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案外二法律案につきまして、その提案の理由と内容の概要を申し上げますが、何とぞ、御審議の上すみやかに御賛成下さいますようお願い申し上げます。

○委員長(棚橋小虎君) ただいまの三法律案に対する質疑は、後日に譲ります。

○委員長(棚橋小虎君) 次に、関税法の一部を改正する法律案及び保険業法の一部を改正する法律案を一括議題とし、前回に引き続き、質疑を行なうことにいたします。

○須藤五郎君 関税法の一部を改正する法律案について、少し質問をいたしたいと思つております。  
太平洋岸と日本海沿岸における開港の数並びに地域、港名を教えていただきたい。

○政府委員(稲益繁君) 現在開港になつておりますのは、地域ごとと申しますか、各都道府県ごとに、実は関税法の別表第一というものに列挙してございまして、数で申し上げますと、全体で六十八、開港数がございまして、

○須藤五郎君 太平洋岸だけでですか。太平洋岸と日本海沿岸と、名前はいいですが、数だけちょっと。

○政府委員(稲益繁君) 太平洋岸と日本海側を数えますと、六十八のうち十三港が日本海側、したがうしてその残りが、大きく二つに分けますと、

と、五十五が太平洋岸、四国、九州その他も含めまして、そういうことになります。

○須藤五郎君 この前の委員会で木村さんの質問だったか、お答えに、秋田などの開港を希望して居るが、今度開港は後日に譲ることにしたという答弁であつたと思うのですが、きょういただいた資料によりますと秋田など相当地外貿易船が出入港しているわけですね。八十一隻、秋田港には、昨年、三十六年度出入港していることが、この資料に出ておりますが、秋田港を承認しない、開港にしない理由は、出入港船が少ないということとあつたかと思つて居るのですが、一体年間どれだけの船が出入港したら、開港にする条件がそろふのですか。

○政府委員(稲益繁君) 必ずしも明確に、外国貿易船の出入港隻数を何隻と、あるいは外国貿易の輸出入額が何億円であるとかいうことをはっきり基準として明定はいたしてございませぬ。したがうして、前回申し上げましたような関税法に定めず、つまり開港としてはならないような基準を突破して居ることは明かではございませぬ、何分にも、開港をいたしますと、税関としても正式にその土地に税関の職員も派遣し、あるいは出張所、支所、そういったものを設けるといふような関係もございまして、ある程度従来認めて参りました基準に照らしまして、なおまた近い将来にそれがかなり伸びる見込みがあるといったようなところまで調査をいたしまして、実は開港の指定をいたしておるのであります。

秋田の場合を申し上げますと、お手元に差し上げました資料でございませぬ、逐次貿易船も出入港の隻数が増加いたしましたして、貿易額も若干ずつではありますが増加いたしてきております。ただ私どもが従来開港指定いたしましたものは、特に今回指定しようとした水島地区、こゝういったものと比較いたしますと、いましばらくはちよつと基準としていかがであるかというような実は判断をいたしましたような次第であります。まあ地元の方々にもそういう意味で、将来の開港が指定してございませぬ。それとの関係その他も考慮いたしまして、将来の伸びる見通しというものをいましては、かように実は考えて今お話し申し上げておりますような次第であります。

○須藤五郎君 秋田も開港する条件はとにかくそろつて居るわけでしょう。船の出入港の数からいけば、水島は一体どのくらい船が出入りして居るのですか。

○政府委員(稲益繁君) 水島の場合でございませぬ、貿易額が輸出入合計で約百一十億円、外国貿易船の出入港隻数が百三十六隻でございませぬ。

○須藤五郎君 秋田港に出入りする船八十一隻のうち、船の国籍別にいふとどういふことになりますか。

○政府委員(稲益繁君) 隻数だけで、国籍別までを各港ごとに取つておりませぬので、ただいま手元に資料がございませぬ。

○須藤五郎君 そうですか。それでは、最近ソ連貿易が非常に大きく発展して居ると思つて居るのですが、ソ連船が日

本に入ってくる港ですね、それはどういふふうになって居りますか。どこの港に何隻というふうになって居りますか。

○政府委員(稲益繁君) ただいま手元には、ソ連船がどこの港に何隻という確実な資料は持つて居りませぬ。小樽、函館、新潟、そういう方面に入つて居る事実は私も承知して居りますが、隻数は的確には資料を持つて居りませぬ。

○須藤五郎君 参考までにそれを出しておいていただきたいと思います。それがいいのですが、太平洋岸には五十五、それから日本海には十三という開港の数字が出て居るわけですが、私は今後、日ソ、日朝、日中貿易というものがだんだんと発展していく過程にあるといふふうには考へて居るのです。だから、むしろこの際そういう国々との貿易に便宜なように、太平洋岸よりも日本海沿岸に開港をふやす必要が起つて居るのじやないだろうか、こういうふうには考へるのです。そういうことに關して、政府の日本海沿岸の港についての開港することについての一つの見解を述べてもらいたいと思つて居る。もしも政務次官がやつて下さるならば、政府の見解ですから、かつ、気分が政府の政務次官、気分悪いですが、気分が悪ければ、かつ、気分が悪いと思つて居る。

○政府委員(堀本宜実君) やはりソ連船が入ってくるために日本側で日本海側へ開港をするということについては、慎重に考へなければならぬと思つて居る。ただいまのところ、われわれは、四国でございませぬ、瀬戸内海にやはりソ連の原油が入つてくるという

本に入ってくる港ですね、それはどういふふうになって居りますか。どこの港に何隻というふうになって居りますか。

○政府委員(稲益繁君) ただいま手元には、ソ連船がどこの港に何隻という確実な資料は持つて居りませぬ。小樽、函館、新潟、そういう方面に入つて居る事実は私も承知して居りますが、隻数は的確には資料を持つて居りませぬ。

○須藤五郎君 参考までにそれを出しておいていただきたいと思います。それがいいのですが、太平洋岸には五十五、それから日本海には十三という開港の数字が出て居るわけですが、私は今後、日ソ、日朝、日中貿易というものがだんだんと発展していく過程にあるといふふうには考へて居るのです。だから、むしろこの際そういう国々との貿易に便宜なように、太平洋岸よりも日本海沿岸に開港をふやす必要が起つて居るのじやないだろうか、こういうふうには考へるのです。そういうことに關して、政府の日本海沿岸の港についての開港することについての一つの見解を述べてもらいたいと思つて居る。もしも政務次官がやつて下さるならば、政府の見解ですから、かつ、気分が政府の政務次官、気分悪いですが、気分が悪ければ、かつ、気分が悪いと思つて居る。

○政府委員(堀本宜実君) やはりソ連船が入ってくるために日本側で日本海側へ開港をするということについては、慎重に考へなければならぬと思つて居る。ただいまのところ、われわれは、四国でございませぬ、瀬戸内海にやはりソ連の原油が入つてくるという

本に入ってくる港ですね、それはどういふふうになって居りますか。どこの港に何隻というふうになって居りますか。

○政府委員(稲益繁君) ただいま手元には、ソ連船がどこの港に何隻という確実な資料は持つて居りませぬ。小樽、函館、新潟、そういう方面に入つて居る事実は私も承知して居りますが、隻数は的確には資料を持つて居りませぬ。

○須藤五郎君 参考までにそれを出しておいていただきたいと思います。それがいいのですが、太平洋岸には五十五、それから日本海には十三という開港の数字が出て居るわけですが、私は今後、日ソ、日朝、日中貿易というものがだんだんと発展していく過程にあるといふふうには考へて居るのです。だから、むしろこの際そういう国々との貿易に便宜なように、太平洋岸よりも日本海沿岸に開港をふやす必要が起つて居るのじやないだろうか、こういうふうには考へるのです。そういうことに關して、政府の日本海沿岸の港についての開港することについての一つの見解を述べてもらいたいと思つて居る。もしも政務次官がやつて下さるならば、政府の見解ですから、かつ、気分が政府の政務次官、気分悪いですが、気分が悪ければ、かつ、気分が悪いと思つて居る。

関係がございまして、やはり品物について相当の船が定期的に入ってきていたような状況のようでございます。したがって、今後やはり貿易量が順次増加して開港の必要がございませぬ、もとより日本海側等についても考慮しなければならぬのじゃないか、こういうふうにご意見を申し上げます。

○須藤五郎君 私はいさ、こちら側、秋田港などは条件はそろって居るのだから、むしろ日ソ貿易をもっと発展させるといふ意味合いからも開港を早めたほうがいいのじゃないか、むしろ、この際秋田港も開港したほうがいいのじゃないか、こういうふうにご意見を申し上げます。水島港の開港というのは、これはなんでもしょう、これは三菱石油や日本鉱業等の関係で、その便宜をはかるといふようなことで、私は今度開港に踏み切っておるのだから、と思っております、そういうことではなく、もつと大きな見地に立って、ソ連貿易、中国貿易、朝鮮貿易などを発展させていくという意味合いから、むしろ秋田港、伏木港ですか、そこらを開港に踏み切るべきじゃないか、そういうふうにご意見を申し上げます。

○政府委員(福益繁君) 前回も申し上げたと思いますが、開港に際しては、出入港の原因と申しますか、受け手は、出入港する船舶が開港入港の場合には非開港入港の場合に比べて手続が緩和されるといふことだろ、と思ひます。それ以外には直接、そういう観点から、船の出入りが便利になれば背後地も利点を受けるといふこともあろうかと思ひますが、大

体、私も従来開港を指定します場合の条件としましては、ある程度やはり実績がでてきて、その実績を土台とし、また将来の見通しをつけて開港するといふことをやっておるわけなんでしょう、したがって、御指摘のよう日本海側の港、だが伏木についてはすでに開港しております。秋田の場合でございますと、将来性、たとえ北洋材の輸入、そういったものの動きも見えて、当然ある程度そういう実績なり見通しがつきますれば開港すべきだ、かように実を考えております。今回は一応、水島との比較並びに従来開港を指定いたしました実績を見まして、まだ若干落ちるということから、もう一回検討をいたしたいということ、実は今回は開港を差控えた。決して、将来にわたってこの開港を指定しないという考えでは毛頭ございませぬ。

○須藤五郎君 鹿兒島空港の開港ですが、これまで鹿兒島空港には沖繩からのアメリカの飛行機は発着してないのですか。

○政府委員(福益繁君) 鹿兒島の空港が一般にこういふ、何と申しますか、外国との間の空路、これを開きましたのは、日本とアメリカとの協定で、昨年九月に実はそういう協定がございまして、それ以来空路が開設されたという事情でありまして、それ以前は、別にアメリカの飛行機というものも外国の飛行機も参つておりませぬ。

○須藤五郎君 今日まで一度も来たことではないのですか。

○政府委員(福益繁君) 正式な航空路の開設ということに緊急避難みたいな形であるいは鹿兒島空港が使わ

れたという事例は、実はあるかどうかちよつと私存じませんが、正式な意味での空港として利用したという事例はございませぬ。

○須藤五郎君 行政協定では、開港、不開港にかかわらず、アメリカの飛行機は日本の飛行場に発着できるということになって居るのですか。

○政府委員(福益繁君) 軍用機です。飛行機もですね。

○政府委員(福益繁君) 実は、ただいま申し上げましたのは、軍用機を除いた一般のあれで申し上げたわけですね、何ともこの場では御返答いたし兼ねますが、何でございまして、後刻また調べて下さい。

○須藤五郎君 調べて下さい。今後、鹿兒島空港が開港した場合、沖繩からのアメリカの軍用機が自由に発着できるということになるのですか。

○政府委員(福益繁君) 実は、所管が運輸省の航空局の所管でございまして、私どもここでの確のお答えがいたしかねるのでございまして、軍用機の扱いが行政協定でどうなっておりますか、ちよつと私どもここでつまびらかにしません。

○須藤五郎君 空港のことに関して、やはり知つていなくてはだめじゃないですか。アメリカの飛行機、軍用機が飛んできたらどうするんですか。きょう答弁できなかったら、調べてきて答弁して下さい。

ついでに言つておきますが、もしもアメリカの軍用機が自由に出入りできるといふことになった場合、兵士や武器、物品を鹿兒島空港におろした場合は、この行為はどういう法律関係になるのか、税関で、そういう点も答えてほしいのです。それは答へられませぬか。

○政府委員(福益繁君) 軍用機の場合でも、私、ただいま申し上げましたのは、どういう形で軍用機の空港の利用が認められるかという関係が、実は航空局のほうでやっておりますので、ここでつまびらかにできなかったわけでございますが、税関の貨物検査でございまして、これは税関としてはそういう軍用機の場合でもやる建前になっております。税関検査はやるわけでございます。

○須藤五郎君 これはこの前の委員会でも荒木さんなんか質問されたと思ふのですが、いわゆる密輸の問題ですね、これとやはり関係が深いと思ふのです。はたしてほんとうに税関が、アメリカ空軍が来た場合適正な検査をし得るのかどうかという点が残つて居ると思ふのです。まあそういう点で、私一応お尋ねしておいたわけですが、私の質問に対してお答えのない面がありますから、それを今度の委員会でご答えていただいで、きょうはこれでいいです。

○大竹平八郎君 この水島と鹿兒島というように今度は限定されておるが、問題になつたのは秋田とか蒲郡、大船渡、こういうようなものが問題になつていたようですが、まあ本年度政府の方針としては、自由化九〇%遂行する、こういうことになつて居るのですか、この自由化に関連して、どうなんですか、今出た二つ以外にさらに緊急

度として必要な開港のものはあるのじゃないですか。そういう点は、この大船渡、蒲郡、これ以外に何か政府でそういうこと問題になつたのはいないですか。

○政府委員(福益繁君) 私ども現在まで承知いたしております限りでは、秋田、大船渡、蒲郡、この三つだけについて地元からお話があるわけで、それ以外は承知いたしておりませぬ。

○大竹平八郎君 それから、鹿兒島ですけれども、鹿兒島空港というのは、これは全く対沖繩との関係だけですか。

○政府委員(福益繁君) もっぱら、沖繩との空路が開設された、これに伴うものでございませぬ。

○大竹平八郎君 そういたしますと、これはどのくらいの人員を要するので、この対沖繩関係の任務だけで鹿兒島空港を開港するにあつて、人員としてはどれくらい要するので、十名程度を考へておられますか。

○大竹平八郎君 それから、水島並に鹿兒島の問題以外に、すでに各税関の定員の問題ですね、まあしばしば定員増といふものが認められて居るわけですが、必ずしもそれが全体的に補足をされぬという点がございませぬ。そういう点において、今度のこの水島あるいは鹿兒島等に対する人員の問題は、これは新年度に感つてあるのですか、予算として、あるいは従来の定員の中から分けてやつて配置をさせるのかどうか、その点伺ひたい。

○政府委員(福益繁君) 前回お答えしたと存じますが、四百名ほど今同三十七年度の予算の定員が増加になりまし

た。この中に水島出張所新設に伴う増員分と、それから鹿兒島空港出張所増員に伴う分、こういうものを織り込んでございます。

○大竹平八郎君 しかし、たとえば神戸とか東京とか、大きいところでも今まで相当欠員を生じているのじゃないですか。そういう点はどうなんですか。

○政府委員(稲益繁君) 昨年四百名—昨年と申しますか、この三十六年度で四百名の増員がありまして、当初は採用その他についてかなり難渋したのでありますが、実際にはいろいろな形で定員の充足をいたしまして、通常考えられますような欠員、年度間必ずある程度の欠員はございます。ございますが、通常考えられます程度の欠員で大体推移いたしておるわけでございます。

○大竹平八郎君 三十七年度の四百名という増員は、大体補充される見込みですか。

○政府委員(稲益繁君) 補充できる見込みでございます。

○佐野廣君 蒲郡というのが、実績がないのに、何で問題になったのですか。

○政府委員(稲益繁君) 私、地元の方にもいろいろ伺ったのでございますが、蒲郡ではある程度将来を目前にしまして、あの三河地帯に工業地帯を作ると、そういうものに備えて早目にひとつ開港という問題を考えてくれという御趣旨だったので。したがいます。

で、私どもとしては、ある程度の実績ができませんと従来やっておりますので、また現在の実績ではないかがございませうかというように申すことを申

し上げておるといふ段階なんです。したがいますして、何と申しますか、まあ蒲郡港として、現在でも一万トン級のものが岸壁にすぐ着くという港の設備にはなっておらないわけでございませう。そういう点もいろいろ改良といひますか、整備される御計画があるようございまして、そういうものが整備され、外国貿易船の出入実績もかなりできまして、外国貿易の輸出入額もかなりの額に出ましたというところで、開港に指定したい。地元のほうとしては、そういう将来のいろいろな計画をお持ちなものでございまして、その一環として開港の問題を考えてくれというところでお話が参つておる、こういうことでございます。

○佐野廣君 そうすると、この三カ所、これだけが今開港を要望されておるところと、こう解釈していいですね。

○政府委員(稲益繁君) そのとおりでございます。

○須藤五郎君 今度の開港の水島港ですね、開港されるわけですが、三菱石油が従来やっておる貿易額、輸入額、それから日本鉱業が入れておる金額はわかりませうか。

○政府委員(稲益繁君) ちょっと手元にございませんで、御必要でございませすれば、あとで作りまして差し上げます。

○委員長(棚橋小虎君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十一時二十三分散会

二月八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案

国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案

国民貯蓄組合法の一部を改正する法律

国民貯蓄組合法(昭和十六年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第八号中「又ハ社債(特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ会社ニ非ザルモノノ発行スル債券ヲ含ム以下同ジ)」を「、社債其ノ他ノ有価証券」に改める。

第三条ノ二の次に次の一条を加える。

第三条ノ三 命令ヲ以テ定ムル国民貯蓄組合ノ代表者ハ組合員タラントスル者ニ付其ノ組合員タル資格ニ関スル事項ヲ調査スル為ニ必要ナル証明ヲ求ムルコトヲ得

第四条を次のように改める。

第四条 第三条第一項前段ノ規定ニ依リ届出ヲ為シタル国民貯蓄組合ノ組合員(法人ヲ除ク)ガ国民貯蓄組合ノ幹事ニ依リ且命令ノ定ムル所ニ依リ非課税貯蓄申込書ヲ貯蓄ノ受入ヲ為ス者ニ提出シテ左ニ掲グル貯蓄ヲ為シタル場合ニ於テ

第一号又ハ第二号ニ掲グル貯蓄ノ元本ガ五十万円ヲ超エザルトシテ

第三号ニ規定スル有価証券ニシテ命令ノ定ムル所ニ依リ買入レ且保管ヲ委託シ又ハ登録ヲ為シタルモノノ額面金額又ハ之ニ準ズル金額ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ(以

下額面金額等ト称ス)ノ合計額ガ五十万円ヲ超エザルトキハ此等ノ貯蓄ニ係リ利息、利益又ハ収益ノ分配ニ付テハ所得税ヲ課セズ

一 命令ヲ以テ定ムル預金中何レカノ預金

二 金銭信託中合同運用信託

三 国債及第二条第一項第八号ニ掲グル有価証券ノ買入

前項ニ規定スル非課税貯蓄申込書ハ同項各号中何レカ一又ハ二ノ号ニ掲グル貯蓄ニ付テノミ之ヲ提出スルコトヲ得

第一項ノ規定ハ組合員ガ其ノ資格ヲ喪失シ又ハ其ノ属スル国民貯蓄組合ガ解散シタル後ニ支払ヲ受クベキ利息、利益又ハ収益ノ分配ニ付テハ之ヲ適用セズ

第一項ノ元本及額面金額等ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ計算ス

附則

1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

2 改正前の国民貯蓄組合法(以下「旧法」といふ)第四条第一項に規定する貯蓄でこの法律の施行の際現に存するものにつき、昭和三十一年九月三十日(同年四月一日以後最初の利子又は利益を支払うべき日)が同年十月一日以後に到来するものについては、当該支払うべき日)までに支払うべき利子又は利益については、次項並びに附則第五項及び第六項に定めるものを除き、なお従前の例による。

3 国民貯蓄組合の組合員が前項に規定する貯蓄につき、昭和三十一年九月三十日まで、大蔵省令で定めるところにより、改正後の国民貯蓄組合法(以下「新法」といふ)の適用を受けるための申込書(以下「新法適用申込書」といふ)を当該貯蓄の受入をした者に提出した場合又は、当該貯蓄は、その提出があった日以後、新法第四条第一項に規定する非課税貯蓄申込書を提出してした貯蓄とみなす。

4 同一の組合員が新法適用申込書及び新法第四条第一項に規定する非課税貯蓄申込書を提出しようとするときは、同項各号のうちいずれか一又は二の号に掲げる貯蓄についてのみこれらの申込書を提出することができる。

5 附則第二項に規定する貯蓄につき、同項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第四条第四項の規定により同条第一項に規定する元本又は額面金額を計算する場合において、同一の組合員が新法第四条第一項に規定する非課税貯蓄申込書を提出してした貯蓄又は新法適用申込書を提出してした貯蓄を有しているときは、これらの貯蓄を附則第二項に規定する貯蓄とみなして、同項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第四条第四項の規定を適用する。

6 新法第四条第一項に規定する非課税貯蓄申込書を提出してした貯蓄又は新法適用申込書を提出してした貯蓄につき、同条第四項の規定により同条第一項に規定する元本又は額面金額等を計算する場合において、同一の組合員が附則第二項に規定する貯蓄で新法適用申込書

を提出していないものを有しているときは、大蔵省令で定めるところにより、当該貯蓄を同条第一項に規定する非課税貯蓄申込書を提出してした貯蓄とみなして、同条第四項の規定を適用する。

二月九日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、在外財産補償に関する請願(第九一六号)(第九四二号)(第九四三号)(第九四四号)(第九九一号)
- 一、清涼飲料、嗜好飲料の物品税改廃に関する請願(第九八九号)(第一〇八七号)
- 一、嗜好飲料、清涼飲料の物品税廃止に関する請願(第九九〇号)
- 一、基準販売価格改定による酒類小売マージン引上げに関する請願(第一〇七七号)

第九一六号 昭和三十七年一月二十

六日受理

在外財産補償に関する請願

請願者 東京都千代田区丸ノ内

二ノ八仲十二号館六号

中央日韓協会在外資産補償確定期成同盟総

本部内 吉岡熊男

紹介議員 林田 正治君

海外に残置した日本国民の私有財産のうち韓国にあるものはアメリカ占領軍の不法行為により没収され、また旧連合国及びこれと交戦した国並びに中立国にあるものは国家の賠償に充てられて処分され、その他の地域にあるものは懸案のまま放置されている。更に終

戦後現地で在外公館等に対する立替金、朝鮮銀行、台湾銀行を始め各金融機関の預貯金の払いもどし、簡易生命保険、中国に於ける生命保険等の諸問題が未解決のまま懸案として残されていることは、まことに遺憾の窮みであるから、引揚者の在外財産補償問題については、これを放置することなく早急に根本的処理の原則を確立し一日も早く解決せられたいとの請願。

第九四二号 昭和三十七年一月二十

九日受理

在外財産補償に関する請願

請願者 鳥根県八東郡美保岡町

福浦 狩野正義

紹介議員 山本 利壽君

この請願の趣旨は、第九一六号と同じである。

第九四三号 昭和三十七年一月二十

九日受理

在外財産補償に関する請願

請願者 熊本県鹿本郡菊鹿村上

内三八二 坂本寿吉外

一名

紹介議員 野上 進君

この請願の趣旨は、第九一六号と同じである。

第九四四号 昭和三十七年一月二十

九日受理

在外財産補償に関する請願

請願者 大分県臼杵市福良三二

五在外財産補償確定期成同盟大分県本部内

伊藤完一外一名  
後藤 義隆君  
この請願の趣旨は、第九一六号と同じである。

第九九一号 昭和三十七年一月三十

日受理

在外財産補償に関する請願(二通)

請願者 東京都千代田区丸ノ内

二ノ八仲十二号館六号

中央日韓協会在外資産補償確定期成同盟総

本部内 津波泰宏外一

名

紹介議員 山本 米治君

この請願の趣旨は、第九一六号と同じである。

第九八九号 昭和三十七年一月三十

日受理

清涼飲料、嗜好飲料の物品税改廃に関する請願(十通)

請願者 福島県小浜市貴船町六

四 米谷治三郎外九名

紹介議員 高橋 衛君

現行物品税法によると、嗜好飲料(酒精飲料、清涼飲料、炭酸飲料、果実飲料、乳性飲料、茶・コーヒー・ココア等「原料課税」、牛乳、菓子、水あめ、

「原料課税」、牛乳、菓子、水あめ、氷水、果実等)のうち、清涼飲料のみ課税されており、その課税取扱措置もきわめて複雑、不均衡である。また、清涼飲料業者は、ほとんどが零細業者であり、かつ、現在中小企業団法による調整事業を実施中であるから、当業界育成安定のためと中小企業擁護の見地から同法課税物品表中、第

三種の清涼飲料と第二種の嗜好飲料の課税を廃止せられたい。また、それが不可能なときは、課税上の不均衡是正、炭酸水の廃税、清涼飲料を従価税に、そして中味百八ミリリットルにつき六円の免税点の設置、原料免税措置の付与、及び嗜好飲料の税率を価格の百分の五、並びに免税点を十五円に引き上げること等について善処せられたいとの請願。

第一〇八七号 昭和三十七年二月一

日受理

清涼飲料、嗜好飲料の物品税改廃に関する請願

請願者 栃木県佐野市天神町八

一五関東サイダー株式

会社内 斎藤勝男

紹介議員 湯澤三千男君

この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第九九〇号 昭和三十七年一月三十

日受理

嗜好飲料、清涼飲料の物品税廃止に関する請願(三通)

請願者 福井市錦下町六五福井

県清涼飲料工業組合理

事長 山本新一外二名

紹介議員 高橋 衛君

現行物品税法によると、嗜好飲料(酒精飲料、清涼飲料、炭酸飲料、果実飲料、乳性飲料)、茶・コーヒー・ココア等「原料課税」、牛乳、菓子、水あめ、氷水、果実等)のうち、清涼飲料のみ課税されており、その課税取扱措置もきわめて複雑、不均衡であ

る。また、清涼飲料業者は、大部分が零細業者であり、かつ現在中小企業団法による調整事業を実施中であるから、当業界育成のために、同法の課税物品表中の第二種四十五・嗜好飲料と第三種三清涼飲料の物品税を廃止せられたいとの請願。

第一〇七七号 昭和三十七年二月一

日受理

基準販売価格改定による酒類小売マージン引上げに関する請願

請願者 福島市本町二六福島県

小売酒販組合連合会内

黒沢松五郎外二千六百

九十八名

紹介議員 田畑 金光君

現行酒類基準販売価格における酒類小売業者の小売マージンは、その原価計算上において極めて低率に止めおかれており、しかも最近の経済界の変動に伴う賃金、諸物価等一連の値上がりは、酒類小売業界にも重大な影響を及ぼし、販売管理費の急騰から経営内容はますます悪化し、健全な運営はもとよりその生活さえ脅かされている実情であるから、これ等の点を考慮の上、現行マージン十・七パーセントを二十パーセントに引き上げられたいとの請願。

二月十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。  
一、入場税法の一部を改正する法律案  
一、トランプ類税法の一部を改正する法律案

入場税法の一部を改正する法律案  
入場税法の一部を改正する法律案  
入場税法（昭和二十九年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（課税範囲）

第一条 次に掲げる場所への入場には、この法律により、入場税を課する。

一 映画、演劇、演芸、音楽、スポーツ又は見せ物を多数人に見せ又は聞かせる場所

二 競馬場及び競輪場

三 前二号に掲げる場所に類する場所、政令で定めるもの

第二条第一項中「第一種又は第二種の」を「前条各号に掲げる」に改め、「展覧会、博覧会」を削る。

第四条から第六条までを次のように改める。

（課税標準及び税率）

第四条 入場税は、入場料金を課税標準とし、入場料金の百分の十の税率により課する。（免税点）

第五条 入場料金が一人一回の入場について三十円以下であるときは入場税を課さない。

（税額算定の特例）

第六条 経営者等が興行場等への入場者から領収した一人一回の入場についての金額が、前条に規定する金額をこえ、当該金額とこれに對し第四条に規定する税率を乗じて計算した金額との合計額以下であるときは、その領収した金額から前条に規定する金額を控除した額に相当する入場税を課する。

第七条第一項中「入場料金の一部又は低額の入場料金を領収しているときは、これらの料金を」を「入場料金を領収したときは、当該料金」に改め、同項第一号中「当該入場が公務又は業務による」を「当該入場について、入場料金を以ての給付を受けず、かつ、入場後において入場料金を領収しない」に改め、「その定めている入場料金の額」の下に「。ただし、入場後において入場料金を領収することとしていたる場合で、入場料金を以ての給付を受けないときは、当該入場について領収すべき入場料金の額」を加え、同項第二号中「第一種の場所」を「興行場等」に、「通常領収すべき入場料金の額に比し著しく低額」を「当該催物の開催その他当該興行場等に入場させるために要する経費から勘案して低額」に改め、「催物を行う場合」の下に「その他政令で定める場合」を加え、「当該場所」を「当該興行場等」に改め、同条に次の一項を加える。

3

第一項第二号の規定が適用される場合においては、同号の規定により同号の経費を除するに用いた人員の数の入場者があつたものとみなす。

第八条第一項第一号中「見せ物、展覧会又は博覧会」を「又は見せ物」に改め、同条第七項中「やむを得ない事由がある」と認めるときを「その内容が確定しないことその他これに類するやむを得ない事由がある」と認めるとき（国税通則法（昭和三十七年法律第 号）の規定により、その提出期限が延長されることを除く。）に改め、同条第八項中「第十二条第一項の規定にかかわらず」を削る。

長されるときを除く。）に改め、同条第八項中「第十二条第一項の規定にかかわらず」を削る。

第九条中「場所」の下に「及び学生、生徒、児童その他催物に参加することを業としないう者により行なわれるスポーツを催す競技場」を加える

第十条から第十三条までを次のように改める。

（課税標準額及び税額の申告）

第十条 経営者等（第八条第一項又は第二項の規定により入場税の免除を受けた主催者を除く。）は、その興行場等ごとに、毎月（当該興行場等への入場について入場料金を領収しない月を除く。）政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、翌月末日までに、その興行場等の所轄税務署長（以下「所轄税務署長」という。）に提出しなければならない。

一 その月中に当該興行場等への入場について領収した入場料金の総額

二 前号に掲げる入場料金の総額のうち、第五条又は前条の規定により課税されない入場料金の総額

三 第一号に掲げる入場料金の総額から前号に掲げる入場料金の総額を控除した金額（以下「課税標準額」という。）

四 課税標準額に係る入場税額

五 第十三条第一項の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする入場税額

六 第四号に掲げる入場税額から

前号に掲げる入場税額を控除した税額（以下「納付すべき税額」という。）

七 第四号に掲げる入場税額から第五号に掲げる入場税額を控除すべき不足額があるときは、当該不足額

八 その他参考となるべき事項

2 第十三条第一項に規定する領収金額の全部又は一部を払いもどした者は、前項の規定による申告書の提出を要しない月において、第十三条第一項の規定により控除を受けるべき金額に相当する金額の還付を受けるため、政令で定めるところにより、当該還付を受けようとする金額その他の事項を記載した申告書を、所轄税務署長に提出することができる。

第十一条 削除

（期限内申告による納付）

第十二条 第十条第一項の規定による申告書を提出した経営者等は、同項に規定する当該申告書の提出期限内に、当該申告書に記載した納付すべき税額に相当する金額の入場税を、国に納付しなければならない。

（入場税の控除等）

第十三条 経営者等（第四項の規定の適用を受ける者を除く。）が興行場等の経営又は催物を廃止し、休止、又は中止したため、その領収した一人一回の入場について課さ入場料金を当該料金について課された、又は課されるべき入場税額に相当する金額との合計額（以下この条において「領収金額」という。）の全部又は一部を払いもどした場合には、当該経営者等が当該払いもどしの日属する月の翌月以後に提出期限の到来する第十条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に記載した同項第四号に掲げる入場税額から当該領収金額のうちの入場税額に相当する金額（領収金額の一部を払いもどした場合には、払いもどした後の金額が第五条の規定の適用を受けることとなるときを除き、当該払いもどし後の金額が第五条の規定の適用を受けることとなるときを除き、当該払いもどし後の金額のうち入場料金を払いもどし後の金額が第六条の規定の適用を受けることとなるときは、当該払いもどし後の金額）について第四条（払いもどし後の金額第六条の規定を適用した場合における入場税額に相当する金額を控除した金額。以下この条において同じ。）の合計額を控除する。

2 前項の場合において、同項の規定による控除を受けるべき月分の第十条第一項の規定による申告書に同項第七号に掲げる不足額の記載があるとき、又は同条第二項の規定による申告書の提出があつたときは、それぞれ当該不足額又は当該申告書に記載された還付を受けようとする金額に相当する金額を還付する。

3 第一項の規定による控除又は前項の還付を受けようとする経営者等は、当該控除又は還付に係る第十条の規定による申告書に、領収金額の払いもどしの事実を証

した場合には、当該経営者等が当該払いもどしの日属する月の翌月以後に提出期限の到来する第十条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に記載した同項第四号に掲げる入場税額から当該領収金額のうちの入場税額に相当する金額（領収金額の一部を払いもどした場合には、払いもどした後の金額が第五条の規定の適用を受けることとなるときを除き、当該払いもどし後の金額が第五条の規定の適用を受けることとなるときを除き、当該払いもどし後の金額のうち入場料金を払いもどし後の金額が第六条の規定の適用を受けることとなるときは、当該払いもどし後の金額）について第四条（払いもどし後の金額第六条の規定を適用した場合における入場税額に相当する金額を控除した金額。以下この条において同じ。）の合計額を控除する。

明する書類として政令で定めるものを添付しなければならない。

4 第八項の規定の適用を受けた主催者が、権物を休止し、若しくは中止したため、その領収金額の全部又は一部を払いもつた場合において、当該主催者が払いもつた額をした日の属する月の翌月以後に当該主催者から徴収すべき入場税額があるときは、当該入場税額から当該領収金額のうちの入場税額に相当する金額の合計額を控除する。

5 前項の場合において、同項に規定する主催者から徴収すべき入場税額がないとき、又は徴収すべき入場税額から控除してなお不足額があるときは、前項に規定する領収金額のうちの入場税額に相当する金額の合計額又は当該不足額を還付する。

6 第四項の規定による控除又は前項の規定による還付を受けようとする主催者は、政令で定めるところにより、控除又は還付を受けようとする入場税額を記載した控除又は還付の申請書に、領収金額の払いもつた事実を証明する書類として政令で定めるものを添付し、第八項第八項に規定する税務署長に提出しなければならない。

7 第二項又は第五項の規定による還付金につき国税通則法の規定による還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる期間は当該還付に係る申告書又は申請書が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に掲げる期限又は日の翌日から起算するものとす

る。

一 第十条第一項の規定による申告書 当該申告書の提出期限  
二 第十条第二項の規定による申告書又は前項の規定による申請書 当該申告書又は申請書の提出があつた日の属する月の末日  
第十四条第二項中「第十二条第二項又は第二十五条第三項」を「第十二条」に、「徴収される」を、「納付する」に改め、同条第四項を削る。  
第十五条から第十八条までを次のように改める。

第十五条から第十八条まで 削除  
第十九条第一項第一号及び第二号を次のように改め、同項第三号を削る。  
一 興行場等への入場者から徴収する入場料金が一日を通じ、すべて第五条の規定の適用を受ける場合  
二 入場料金を徴収せず、かつ、入場料金を以外の給付を受けないで入場させる場合第十九条第一項中第四号とし、同項第六号中「に規定する文化財のみを公開する場所に入場させる」を「の規定の適用がある」に改め、同号を同項第五項とし、同項中第七号を第六号とし、同条第十項を第十一項とし、第六項から第九項までを一項ずつ繰り下げ、同条第五項中「毎月使用した入場券」の下に「(第八項第一項又は第二項の規定により入場税の免除を受けた主催者にあつては、免除を受けた催物について使用した入場券)」を加え、

「第十条の規定による申告書」を「第十条第一項の規定による申告書又は第八項第六項の規定による明細書」に改め、同項を同条第六項とし、同条四項の次の一項を加える。  
5 経営者等は、第一項の規定による入場券を交付する場合には、徴収すべき入場料金を当該料金について課されるべき入場税額(課されるべき入場税額のないときは、当該入場料金の額)を表示した入場券をもつてしなければならない。ただし、所轄税務署長の承認を受けた場合には、この限りでない。  
第二十条第四項中「第二項」を「第三項」に、「第七項」を「第八項」に、「適用については、」を「適用について、第三項の規定により検印を受けた無料入場券は、前条第六項から前条第六項から第八項までの規定の適用について、それぞれ」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第八項及び第九項」を「第九項及び第十項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「第二十条第二項」を「第二十条第三項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。  
5 前条第九項及び第十項の規定は、無料入場券の用紙について準用する。この場合において、同条第九項中「第二項」とあるのは「第二十項第三項」と、「交付」とあるのは「検印」と、「入場券」とあるのは「無料入場券」と、「税務署長に返さなければ」とあ

るのは「税務署長の確認を受けて廃棄しなければ」と、同条第十項中「第二項」とあるのは「第二十条第三項」と、「交付」とあるのは「検印」と、「同項の規定により指定された」とあるのは「同条第二項の規定により定められた」と読み替えるものとする。  
第二十条第二項中「特別入場券」の下に、「無料入場券」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 経営者等は、興行場等への入場について入場料金を徴収することとして入場料金を徴収することとして入場料金を徴収せず、かつ、入場料金を以外の給付を受けないで入場させるときは、使用すべき興行場等を定め、政令で定めるところにより前条第一項及び前項に規定する用紙以外の用紙で作成した入場料金を無料の入場券(以下無料入場券)というを発行し、これを入場者に交付しなければならない。  
第二十条に次の一項を加える。  
7 検印の印影の形式は、大蔵省令で定める。  
第二十二條各号を次のように改める。

一 興行場等への入場者から徴収する常時の入場料金が第五条の規定の適用を受ける場合  
二 第九条の規定の適用がある場合  
合  
第二十三條第一号中「第十条」を「第十條第一項」に改める。第二十四條の次に次の一條を加える。(納税地)  
第二十四條の二 入場税の納税地は

は、興行場等ごとに当該興行場の所在地とする。  
第二十五條第二項中「十倍」を「三倍」に改め、同条第三項を削る。第二十六條第一号を次のように改める。  
一 第十条第一項の規定による申告書の提出を怠つた者  
第二十六條第三号中「第十九條第六項」を「第十九條第七項」に改め、「特別入場券」の下に「及び無料入場券」を加え、同条第四号中「第十九條第八項」を「第十九條第九項」に、「第二十条第三項」を「第二十条第四項及び第五項」に改め、「特別入場券」の下に「若しくは無料入場券」を加え、同条第五号中「第十九條第九項」を「第十九條第十項」に、「第二十条第三項」を「第二十条第四項及び第五項」に改め、「特別入場券」の下に「及び無料入場券」を加え、同条第六号中「第二十条第二項」を「第二十条第三項」に改め、「特別入場券」の下に「及び無料入場券」を加え、同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。  
六 第二十条第二項の規定に違反して、入場者に無料入場券を交付しなかつた者  
第二十七條中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同条第四号中「第十九條第七項」を「第十九條第八項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改め、「特別入場券」の下に「及び無料入場券」を加え、同号を同条第五号とし、同条第三号中「第十九條第五

項」を「第十九条第六項」に改め、「毎月使用した」を削り、「特別入場券」の下に「及び無料入場券」を加え、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 第十九条第五項の規定に違反して金額を表示しない入場券(特別入場券を含む)を交付し、又は偽った金額を表示した入場券(特別入場券を含む)を交付した者

第二十八条中「法人の代表者」の下に「法人でない社団又は財団で管理人の定めがあるものの管理人を含む。」を加え、同条に次の一項を加える。

2 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものについて前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第二十九条を削る。

別表の上欄第二号中「学校教育法」の下に、「(昭和二十二年法律第二十六号)」を加える。

附則

1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。ただし、第一条、第二条第一項、第四条、第五条及び第六条に係る改正規定、第七条第一項第二号中「第一種の場所」を「興行場等」に改める改正規定並びに第八条第一項第一号及び第九条に係る改正規定は、同年五月一日から施行する。

2 昭和三十七年四月一日前に領収した入場料金(入場税法第七条の規定により領収したもの)とみなされる入場料金を含む。以下次項及び附則第六項において同じ。)に係る入場税については、他に別段の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

3 昭和三十七年四月中に領収した入場料金に係る入場税については、同年五月一日以後においても、なお従前の例による。

4 昭和三十七年五月一日以後に入場するために使用されることが明らかでない入場券を、政令で、定める手続により興行場等の所在地の所轄税務署長の承認を受けて同日前に前売りするときは、その領収した入場料金は、同日に領収したものとみなす。

5 昭和三十七年四月一日前にした行為及び附則第二項の規定により従前の例によることとされる入場税に係る同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 昭和三十七年四月中に領収した入場料金に係る入場税について同月中にした行為及び附則第三項の規定により従前の例によることとされる入場税に係る同年五月一日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

7 印紙等模造取締法(昭和二十二年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「証印の印影」の下に「入場税法第二十条第七項の

規定による検印の印影」を加える。

トランプ類税法の一部を改正する法律案

トランプ類税法の一部を改正する法律

トランプ類税法(昭和三十二年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条―第八条)

第二章 課税標準及び税率(第八條の二―第十条)

第三章 罰則

第四章 免税及び税額控除等(第十五条―第十八条)

第五章 申告及び納付等(第十八条の二―第十八条の六)

第六章 雑則(第十九条―第三十一条)

第七章 罰則(第三十七条―第四十一条)

附則

第三条中「の組数に同じ」を「につき」に改める。

第五条に次の二項を加える。

4 トランプ類の製造者がその製造を廃止した場合において、トランプ類がその製造場であつた場所に現存するときは、当該製造者がその製造を廃止した日に当該トランプ類を当該製造場から移出したものとみなす。ただし、当該製造者が政令で定めるところにより、その製造場であつた場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けたときは、この限りでない。

5 前項ただし書の承認があつた場

合には、その承認に係るトランプ類については、その承認をした税務署長の指定する期間、その製造場であつた場所をなおトランプ類の製造場とみなす。

この場合において、当該期間を経過した日になお当該トランプ類が現存するときは、当該製造者がその日の前日に当該トランプ類を当該製造場から移出したものとみなす。

第六条第三項中「この法律」の下に「(第十八条の二、第十八条の四、第三十二条及び第三十三条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)」を加え、同条第四項を削る。

第八条第二項中「第十一条」を「第十八条の二、第十八条の三、第三十二条」に改める。

「第二章 税率」を「第二章 課税標準及び税率」に改める。

第二章中第九条の前に次の一条を加える。

(課税標準)

第八条の二 トランプ類の課税標準は、トランプ類の製造場から移出し、又は保税地域から引き取るトランプ類の組数とする。

第九条第一項中「六千円」を「八千円」に、「四千円」を「三千円」に、「千円」を「五百円」に、「六十円」を「四十円」に改め、同条第二項中「カード状のもの」の下に「(切断することによりカード状となるものを含む。)」を加える。

第三章を次のように改める。

第三章 罰則

第十一条から第十四条まで 削除

「第四章 免税、税額控除等」を「第四章 免税及び税額控除等」に改める。

第十五条を次のように改める。

(未納税移出)

第十五条 トランプ類の製造者が、次の各号に掲げるトランプ類をその製造場から当該各号に掲げる場所へ移出する場合には、当該移出に係るトランプ類を免除する。

一 トランプ類の製造者がトランプ類の材料とするためのトランプ類 当該トランプ類を材料とするトランプ類の製造場

二 輸出業者(他から購入した物品の販売を主たる業とする者で常時物品の輸出を行なうもの)をいう。が輸出するためのトランプ類 当該トランプ類の蔵置場

三 前二号に掲げるトランプ類 以外のトランプ類で、その製造場内における蔵置場が狭くなつたことその他やむを得ない事情があるため他の場所へ移出することにつき、政令で定めるところにより、当該製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けたもの 当該他の場所

2 前項の規定は、同項の移出をしたトランプ類の製造者が、当該移出をした日の属する月分の第十八条の二第一項の規定による申告書(同項に規定する期限内に提出するものに限る。)に当該トランプ類の移出に関する明細書並びに当該トランプ類が前項各号に掲げるトランプ類に該当すること及び当該トランプ類が当該各号に掲げる場所に移入されたことを証する書



類として政令で定める書類を添付しない場合には、適用しない。

3 前項の場合において、やむを得ない事情があるため同項に規定する政令で定める書類を同項の申告書に添付することができないことにつき、政令で定める手続により、当該申告書の提出先の税務署長の承認を受けたときは、当該書類は、当該税務署長の指定した期限内までに提出すれば足りるものとする。

4 第一項の規定に該当するトランプ類を同項各号に掲げる場所に移入する前に、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合において、政令で定める手続によりその亡失の場所のもよりの税務署の税務署長に亡失の事実を届け出て、当該税務署長から亡失証明書書の交付を受けたときは、当該証明書は、第二項に規定する政令で定める書類に代えて用いることができる。

5 第一項第三号の承認の申請があつた場合において、同号に規定する事情がないと認められるときは、又は当該申請に係る移出先につきトランプ類の保全上特に不適当と認められる事情があるときは、税務署長は、その承認を与えないことができる。

6 第一項の規定に該当するトランプ類（同項の規定の適用を受けないこととなつたものを除く。）については、同項各号に掲げる場所が保税地域に該当する場合を除くほか、当該トランプ類を当該場所に移入した者がトランプ類の製造

者でないときは、これをトランプ類の製造者でないときは、これをトランプ類の製造者とみなし、当該場所がトランプ類の製造場でないときは、これをトランプ類の製造場とみなす。

7 第一項の規定に該当するトランプ類を同項各号に掲げる場所に移入した者は、その移入した日から十日以内、当該トランプ類の移入の目的（当該トランプ類が同項第三号に掲げるトランプ類であるときは、当該移入の理由）、区分及び区分ごとの組数その他政令で定める事項を記載した書類を、当該場所の所在地の所轄税務署長（当該場所が保税地域に該当する場合には、所轄税関長）に提出しなければならない。

8 税務署長又は税関長は、取締り上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第一項の規定に該当するトランプ類を同項各号に掲げる場所に移入した者に対し、当該トランプ類を他のトランプ類と区別して蔵置すべきことを命ずることができる。

（未納税引取）  
第十五条の二 次の各号に規定する者が当該各号に掲げるトランプ類を保税地域から当該各号に掲げる場所に移入し、当該各号に掲げる場合において、政令で定める手続により、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係るトランプ類を免除する。ただし、第七項の規定の適用

がある場合には、この限りでない。

1 トランプ類の製造者がトランプ類の材料とするためのトランプ類 当該トランプ類を材料とするトランプ類の製造場

2 その他その引き取りを行う者が政令で定める目的に充てるためのトランプ類 当該政令で定める場所

3 税関長は、前項の承認を与える場合には、その承認の申請者に対し、相当の期限を指定して、当該トランプ類が同項各号に掲げる場所に移入されたことについての当該場所の所在地の所轄税務署長の証明書を提出すべきことを命じなければならない。

4 第一項の承認の申請者が第二十七条第一項の規定により命ぜられた担保の提供をしない場合には、税関長は、その承認を与えてはならない。

5 第一項の承認の申請に係る同項各号に掲げる場所につきトランプ類の保全上特に不適当と認められる事情がある場合には、税関長は、その承認を与えないことができる。

6 第一項の規定によりトランプ類税を免除されたトランプ類については、当該トランプ類を同項各号に掲げる場所に移入した者がトランプ類の製造者でないときは、これをトランプ類の製造者とみなし、当該場所がトランプ類の製造場でないときは、これをトランプ類の製造場とみなす。

7 第一項の承認を受けて引き取つたトランプ類については、第二項の規定により税関長の指定した期限内に同項に規定する証明書の提出がないときは、直ちにそのトランプ類税を徴収する。

8 第一項の承認を受けて引き取つたトランプ類を第一項各号に掲げる場所に移入する前に、災害その他やむを得ない事情により亡失したときは、政令で定める手続によりその亡失の場所のもよりの税務署の税務署長に亡失の事実を届け出て、当該税務署長から亡失証明書の交付を受けたときは、当該証明書書を同項の承認をした税関長に提出した場合には、この限りでない。

9 第十六条を次のように改める。  
第十六条 トランプ類の製造者が、輸出する目的で、トランプ類を製造場から移出する場合には、当該移出に係るトランプ類税を免除する。

10 前項の規定は、同項の移出をしたトランプ類の製造者が、当該移出をした日の属する月の第十八条の二第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該トランプ類の移出に関する明細書及び当該トランプ類が輸出されたことを証

する書類として政令で定める書類を添付しない場合には、適用しない。

3 第十五条第三項及び第四項の規定は、前項の場合において準用する。この場合において、同条第四項中「同項各号に掲げる場所に移入する前」とあるのは「輸出する前」と、「税務署の税務署長」とあるのは「税務署又は税関の税務署長又は税関長」と読み替へるものとする。

第十六条の次に次の一条を加える。  
（引取りに係るトランプ類の輸出免除）  
第十六条の二 トランプ類を輸出する目的で保税地域から引き取りを行う場合には、当該トランプ類を保税地域から引き取りを行う者が、政令で定める手続によりその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係るトランプ類税を免除する。ただし、第三項において準用する第十五条の二第七項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

2 税関長は、前項の承認を与える場合には、その承認の申請者に対し、相当の期限を指定して、当該トランプ類が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を提出すべきことを命じなければならない。

3 第十五条の二第三項及び第七項の規定は、第一項本文の場合において準用する。この場合において、同条第七項中「第一項各号に

掲げる場所に移入する前」とあるのは「輸出する前」と、「税務署の税務署長」とあるのは「税務署又は税関の税務署長又は税関長」と、「当該税務署長」とあるのは「当該税務署長又は税関長」と読み替へるものとする。

第十七条を次のように改める。

(免稅トランプ類の表示等)

第十七条 第十五条第一項若しくは第十六条第一項の規定に該当するトランプ類をトランプ類の製造場から移出し、又は第十五条の第二項若しくは前条第一項の規定に該当するトランプ類を保税地域から引き取らうとする者は、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該トランプ類に包装を施し、かつ、当該包装に当該トランプ類がこれらの項に該当するものである旨の表示をしなければならぬ。

第十八条を次のように改める。

(もどし入れの場合のトランプ類税の控除等)

第十八条 トランプ類の製造者がその製造場から移出したトランプ類を当該製造場にもどし入れた場合には、次の各号の一に該当する場合を除き、その者が当該もどし入れの日の属する月の翌月以後に提出期限の到来する次条第一項の規定による申告書(同項に規定する期限内に提出するものに限る。以下次項において同じ。)に記載した同項第四号に掲げるトランプ類税額の合計額から当該トランプ類につき当該移出により納付された、又は納付されるべきトランプ

類税額(延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該トランプ類税額につきこの項又は次項の規定による控除が行なわれている場合には、その控除前の金額とする。以下第四項において同じ。)に相当する金額を控除する。

一 当該トランプ類が当該移出後使用されたものである場合

二 当該トランプ類のもどし入れのためにする他の製造場からの移出につき第十五条第一項の規定の適用があつた場合

2 トランプ類の製造者が他のトランプ類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られたトランプ類をトランプ類の製造場に移入した場合(前項の規定により控除を受けるときは、その移入した製造場からさらに移出するときは、その者が当該移出の日の属する月分の次条第一項の規定による申告書に記載した同項第四号に掲げるトランプ類税額から当該トランプ類につき当該他の製造場からの移出により納付した、若しくは納付すべき又は保税地域からの引取りにより徴収された、若しくは徴収されるべきトランプ類税額(延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該トランプ類税額につき前項又はこの項の規定による控除が行なわれている場合には、その控除前の金額とする。)に相当する金額を控除する。

3 前二項の場合において、これらの

の項の規定により控除を受けようとする月の次条第一項の規定による申告書に同項第七号に掲げる不足額の記載があるとき、又は同条第二項の規定による申告書の提出があつたときは、それぞれ、当該不足額又は当該申告書に記載された還付を受けようとする金額に相当する金額を還付する。

4 トランプ類の製造者が、その製造場から移出したトランプ類(当該移出後使用されたものを除く)を、その製造を廃止した後(第五条第四項ただし書の承認を受けた場合には、同条第五項に規定する期間の経過後)当該製造場であつた場所にもどし入れた場合において、政令で定める手続により当該製造場であつた場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けて当該トランプ類を廃棄したときは、第一項又は前項の規定に準じて当該移出により納付された、又は納付されるべきトランプ類税額に相当する金額を控除し、又は還付する。

5 前四項の規定による控除又は還付を受けようとするトランプ類の製造者は、当該控除又は還付に係る次条の規定による申告書に当該トランプ類のもどし入れ又は移入に関する明細書及び当該もどし入れ又は移入の事実を証する書類を添付しなければならない。

6 相続(包括遺贈を含む。以下同じ。)によりトランプ類の製造場における製造業を承継した相続人(包括受遺者を含む。以下同じ。)がある場合において、その相続人

が、当該相続に係る被相続人(包括遺贈者を含む。以下同じ。)が当該製造場から移出したトランプ類を、当該製造場にもどし入れたときは、その者を当該移出をした者とみなして、前各項の規定を適用する。

7 前項の規定は、合併によりトランプ類の製造場における製造業を承継した法人がある場合について準用する。この場合において、同項中「当該相続に係る被相続人」とあるのは、「当該合併により消滅した法人」と読み替へるものとする。

8 第三項又は第四項の規定による還付金につき国税通則法(昭和三十七年法律第 号)の規定による還付加算金を計算する場合に、その計算の基礎となる期間には、当該還付に係る申告書が次の各号に掲げる申告書のいずれに該当するかに応じ、当該各号に掲げる期限又は日の翌日から起算するものとする。

一 次条第一項の規定による申告書 当該申告書の提出期限  
二 次条第二項の規定による申告書 当該申告書の提出があつた日の属する月の末日  
第四章の次に次の一章を加える。

第五章 申告及び納付等

(移出に係るトランプ類について)

第十八条の二 トランプ類の製造者は、その製造場ごとに、毎月(当該製造場からの移出がない月を除く)、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申

告書を、翌月末日までに、その製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 その月中において当該製造場から移出したトランプ類の区分及び区分ごとの組数

二 第十五条又は第十六条の規定によるトランプ類税の免除を受けようとする場合には、前号に規定するトランプ類のうちこれらの規定の適用を受けようとするものの区分及び区分ごとの組数

三 区分ごとに第一号に掲げる組数から前号に掲げる組数を控除した組数及びその控除後の組数を税率区分の異なるごとに合計した組数(以下この項において「課税標準数量」という。)

四 課税標準数量に対するトランプ類税額及び当該トランプ類税額の合計額

五 第十八条又は他の法律の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとするトランプ類税額(前号に掲げるトランプ類税額のうち、既に確定したものを含む。)

六 第四号に掲げるトランプ類税額の合計額から前号に掲げるトランプ類税額を控除した金額に相当するトランプ類税額(以下「納付すべき税額」という。)

七 第四号に掲げるトランプ類税額の合計額から第五号に掲げるトランプ類税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

八 その他参考となるべき事項  
2 前条第一項又は第四項のもどし入れをした者は、前項の規定によ

る申告書の提出を要しない月において、同条第一項又は第四項の規定により控除を受けるべき金額に相当する金額の還付を受けるため、政令で定めるところにより、当該還付を受けようとする金額その他の事項を記載した申告書当該もどし入れをした場所の所在地の所轄税務署長に提出することができる。(引取りに係るトランプ類についての課税標準の申告)

第十八条の三 トランプ類を保税地域から引き取る者又は、当該引取りに係るトランプ類を保税地域から引き取る者を除き、あらかじめ、引取りの日時、引き取るトランプ類に係る前条第一項第一号及び第三号に掲げる事項に準ずる事項その他政令で定める事項を記載した申告書を、その保税地域の所在地の所轄税関長に提出しなければならぬ。

(移出に係るトランプ類についてのトランプ類の期限内申告による納付)  
第十八条の四 第十八条の二第一項の規定による申告書を提出したトランプ類の製造者は、当該申告書の提出期限内に、当該申告書に記載した納付すべき税額に相当する金額のトランプ類税を、固に納付しなければならぬ。  
(引取りに係るトランプ類についてのトランプ類の徴収等)  
第十八条の五 保税地域から引き取られるトランプ類に係るトランプ類税は、その保税地域の所在地の所轄税関長が当該引取りの際徴収する。

第五部 大蔵委員会会議録第六号 昭和三十七年二月十三日【参議院】

2 第六条第三項の規定に該当するトランプ類に係るトランプ類税は、同項に規定するトランプ類の製造場の所在地の所轄税務署長が、その移出した日の属する月の翌月末日を納期限として徴収する。

(納期限の延長)  
第十八条の六 トランプ類の製造者が、第十八条の二第一項の規定による申告書をその提出期限内に提出した場合において、第十八条の四の規定による納期限内に納期限の延長についての申請書を第十八条の二第一項の税務署長に提出し、かつ、政令で定めるところにより当該申告書に記載した納付すべき税額の全部又は一部に相当する担保を提供したときは、当該税務署長は、一月以内、当該担保の額に相当するトランプ類税の納期限を延長することができる。

3 トランプ類を保税地域から引き取る者とする者が、第十八条の三の規定による申告書を提出した場合において、その引取りの時までに納期限の延長についての申請書を同条の税関長に提出し、かつ、当該トランプ類に係るトランプ類税額の全部又は一部に相当する担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、一月以内、当該担保の額に相当するトランプ類税の納期限を延長することができる。

「第五章 包装、トランプ類税証紙、所持禁止等」を「第六章 雑則」に改める。  
第二十条第三項中「第十一条第一

項」を「第十八条の二第一項」に改める。  
第二十一条第三項中「第二十七条第二項」を「第二十七条第一項」に改める。  
第二十五条第一項第一号を次のように改める。

一 トランプ類の製造者が第十五条第一項若しくは第十六条第一項の規定に該当するトランプ類をその製造場から移出し、又はトランプ類を保税地域から引き取る者が第十五条の二第一項若しくは第十六条の二第一項の規定による承認を受けてトランプ類を保税地域から引き取る場合

第六章の章名を削る。  
第二十七条の見出しを「(保全担保)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項に規定する場合のほか、」を削り、「又は税務署長を、税務署長又は税関長」に改め、「製造者」の下に「又はトランプ類を保税地域から引き取る者」を加え、同項を同条第一項とし、同条第三項を削り、同条第四項中「又は税務署長を、税務署長又は税関長」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項を削る。

第七章の章名を削り、第二十八条から第三十一条までを次のように改める。  
第二十八条から第三十一条まで削除  
第三十二条第一項中「所轄税関長。以下次項」を「所轄税関長。以下この条」に改め、同条に次の二項を加える。

3 トランプ類の製造者(第六条第一項に規定する受託者等を含む。)又は販売業者について、相続があつた場合において、当該相続によりトランプ類の製造業者又は販売業者を承継した相続人があるときは、当該相続人は、そのトランプ類の製造場又は営業場ごとに、当該相続があつた日から一月以内に、その旨を当該トランプ類の製造場又は営業場の所在地(販売業者が営業場を設けない場合には、その住所地)の所轄税務署長に申告しなければならない。この場合において当該期間内にその申告がされたときは、当該相続があつた日において、第一項の規定による申告があつたものとみなす。

4 前項の規定は、合併によりトランプ類の製造業を承継した法人がある場合について準用する。この場合において同項中「当該相続人」とあるのは、「当該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法人」と読み替へるものとする。

第三十四条中「の開始」、「(包括受遺者を含む。）」及び「(包括遺贈者を含む。）」を削り、同条第一号中「第十一条第一項又は第三十二条」を「第十八条の二第一項」に改める。  
第三十五条中「第十五条第六項本文、第十六条第四項本文、第三十七條第三項又は第三十八條第二項本文」を「第十五条第一項若しくは第十六条第一項の規定に該当して製造場から移出されたトランプ類がこれらの項の規定の適用を受けなければならないこととなつたことにより

トランプ類税が納付される場合は第十五条の二第七項本文(第十六条の二第三項において準用する場合を含む。）」に改める。  
第六章中第三十六条の次に次の一条を加える。  
(納税地)  
第三十六条の二 トランプ類税の納税地は、製造所から移出したトランプ類に係るものについては、当該製造場の所在地とし、保税地域から引き取られるトランプ類に係るものについては、当該保税地域の所在地とする。

「第八章 罰則」を「第七章 罰則」に改める。  
第三十七條第一項第二号中「第十八條第三項」の下に「又は第四項」を加え、同条第二項中「十倍」を「三倍」に改め、同条第三項を削る。

第三十八條第一項第一号及び第一号を次のように改める。  
一 第十八條の二第一項の規定による申告書の提出を怠つた者  
二 第十八條の三の規定による申告書の提出を怠り、又は偽りの申告書を提出した者  
第三十八條第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第九号までを一号ずつ削り上げ、同条第二項を削る。  
第三十九條中第八号を第九号とし、同条第二号から第七号までを一号ずつ削り下げ、第一号の次に次の一号を加える。  
二 第十五條第七項の規定による書類の提出を怠り、又は偽りの書類を提出した者

一

第四十条を次のように改める。  
第四十条 削除  
第四十一条中「法人の代表者」の下に「(法人でない社団又は財団で管理人の定めがあるものの管理人を含む。)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものについて前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

- 1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。
- 2 この法律の施行前に課した、又は課すべきであったトランプ類税については、この附則又は他の法律に別段の定めがある場合を除きなお従前の例による。
- 3 次の表の上欄に掲げる法律の規定によりトランプ類税の免除を受けてこの法律の施行前に製造場から移出され、又は保税地域から引き取られたトランプ類についてこの法律の施行後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合におけるトランプ類税の徴収については、なお従前の例による。ただし、当該トランプ類のうち第一種のまあじやんについでこの法律の施行後にトランプ類税の税率は、一組につき八千円とする。

免 除 の 規 定	追 徴 の 規 定
改正前のトランプ類税法(以下「旧法」という。)第十五条第一項	同法第十五条第六項又は第三十八條第二項
旧法第十六條第一項	同法第十六條第四項又は第三十八條第二項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第五條第一項	同法第五條第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七條第一項	同法第七條第三項

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う開港法等の臨時特例に関する法律第八條(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四條において準用する場合を含む。)

- 4 この法律の施行前に旧法第十五條第一項の承認を受けてトランプ類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られたトランプ類で、この法律の施行日においてその移出先若しくは引取先に現存し、又は同日以後にその移出先若しくは引取先に移入されるもの(旧法第十五條第二項に規定する期間内に同項に規定する証明書が提出されなかつたものを除く。)については、これを改正後のトランプ類税法(以下「新法」という。)第十五條第六項又は第十五條の二第五項に規定するトランプ類とみなして、これらの規定を適用する。
- 5 この法律の施行前にトランプ類の製造場から移出されたトランプ類で、この法律の施行後に新法第十八條第二項の適用を受けたものを、その製造場にもどし入れた場合には、同法第一項の規定は適用しない。
- 6 新法第十八條の規定は、この法律の施行日以後に当該製造場にも

どし入れた場合又は他の製造場から移出され、若しくは引き取られたトランプ類をトランプ類の製造場に移入した場合について適用し、同日前に当該もどし入れ又は移入があつた場合におけるトランプ類税に相当する金額の控除又は還付については、なお従前の例による。

- 7 旧法第十四條又は第二十七條第一項若しくは第二項の規定により提供された担保は、新法第十八條の六又は第二十七條の規定により提供された担保とみなす。
- 8 この法律の施行の際、トランプ類の製造場及び保税地域以外の場所であつた第一種のまあじやんを所持するトランプ類の製造者又は販売業者がある場合において、その組数(二以上の場所を所持する場合には、その合計組数)が十組以上であるときは、当該トランプ類については、その者が当該販売業者であるときはこれをトランプ類の製造者とみなし、この法律の施行の日当該トランプ類をトランプ類の製造場から移出したものとみなして、一組につき二千円のトランプ類税を課する。
- 9 前項の場合において、税務署長は、その所轄区域内に所在する蔵置場所にあるトランプ類に係る同項の規定によるトランプ類税額については、昭和三十七年五月三十一日限り、これを徴収する。
- 10 附則第八項に規定する者は、その所持する同項の規定に該当するトランプ類の蔵置場所及び蔵置場所ごとの組数を記載した申告書

を、この法律の施行後二十日以内に、その蔵置場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

11 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされるトランプ類税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。